

## EUSI メールマガジン Vol. 053

### 「イタリア憲法裁判所による司法裁判所の先決付託手続への付託— 具体的違憲 審査手続における判例変更」(東史彦)

EUSI (EU Studies Institute in Tokyo)は、一橋大学・慶應義塾大学・津田塾大学の3校のコンソーシアムによるEUに関する教育・研究・広報を行う拠点です(詳しくは以下をご覧ください)  
[http://eusi.jp/content\\_jp/aboutus/about\\_eusi/](http://eusi.jp/content_jp/aboutus/about_eusi/)

#### 【EUSI Commentary Vol. 038】

#### 「イタリア憲法裁判所による司法裁判所の先決付託手続への付託—具体的違憲 審査手続における判例変更」

東史彦 (EUSI 研究員、ジャン・モネ EU 研究センター(慶應義塾大学)主任研究員)

2013年、イタリア憲法裁判所は、決定第207号により、初めて具体的違憲審査手続における司法裁判所の先決付託手続への付託を行い、「自らの『共同体裁判官』としての役割を完全に認めた」(2013年度イタリア憲法裁判所憲法判例報告書)。

EU機能条約(以下、「TFEU」)第267条によれば、司法裁判所は、EU基本条約の解釈、ならびにEU諸機関の行為の効力および解釈に関する問題につき先決判決を下す権限を有する。

他方、国内裁判所は、EU派生法等の効力が問題である場合、司法裁判所の先決判決を求めなければならない。また、EU法の解釈が問題である場合に、係属国内裁判所の「決定が国内法上訴を許さない」(TFEU第267条第3段)とき、当該国内裁判所は、司法裁判所の先決判決を求めなければならない。

一方、イタリア憲法裁判所の違憲審査手続には、2通りが存在する。

まず、通常裁判所、行政裁判所等の国内裁判所が、具体的問題の審理の際、当事者の申立てまたは裁判所の職権により、当該事件に適用される法律の合憲性の問題を提起し、イタリア憲法裁判所の判断を求める「具体的審査(giudizi in via incidentale)」がある。

次に、権限を有する機関により提起された法律等の合憲性を、イタリア憲法裁判所が具体的問題と離れて直接審査する「抽象的審査(giudizi in via principale)」がある。

イタリア国内法がEU法と抵触する場合、当該国内法は、イタリアのEU加盟の根拠条文であるイタリア憲法第11条、およびイタリア立法府によるEU法義務の遵守を規定したイタリア憲法第117条の違反を構成しうするため、イタリア憲法裁判所が上記の2通りの手続により違憲審査を行うことがある。

その場合にイタリア憲法裁判所が下す判決に対しては、イタリア憲法第137条3項によれば、いかなる上訴も認められない。

そこで、イタリア憲法裁判所が国内法とEU法との抵触を違憲問題として審理する際に、イタリア憲法裁判所がTFEU第267条第3段規定の裁判所に該当し、司法裁判所の先決付託手続への付託義務を有するか否かという点が問題となる。

...

(続きはこちら↓)

<http://www.hit-u.ac.jp/kenkyu/eusi/eusicommentary/vol38.pdf>**【EUに関するニュース】**

- 2014年8月1日 欧州委員会、ソマリア危機に対し1000万ユーロの追加人道支援。今年合計で4900万ユーロ
- 2014年8月1日 韓国外交部、欧州議会との包括的協力システム構築を来年度新規事業に盛り込み、関係強化へ
- 2014年8月3日 ファン＝ロンパイ議長・バローゾ委員長、ガザ危機への交渉・和解支援に関する共同声明
- 2014年8月3日 ポルトガル中銀、エスピリト・サント銀行破綻処理発表。翌日欧州委員会、EU規則遵守と了承
- 2014年8月3日 アエロフロート社、傘下LCCドブプロリョート社の運航停止を発表。EUの対ロ制裁を理由に言及
- 2014年8月5日 ECB、単一監督メカニズム四半期報告で、9月下旬より各行と資産査定に関する会合計画に言及
- 2014年8月5日 EU報道官、ガザにおける72時間停戦合意に対し歓迎と停戦遵守を希望する声明発表
- 2014年8月5日 Eurostat、6月小売売上高(季節調整済)はユーロ圏18カ国で前月比+0.4%、EU28カ国で同+0.3%
- 2014年8月6日 ドラギ ECB総裁・ユンカー次期欧州委員長、ルクセンブルクにて欧州経済情勢に関する会談
- 2014年8月6日 ジョンソン・ロンドン市長、EU改革を信じる一方、改革なきEUを離脱しても英は繁栄可と演説
- 2014年8月7日 ECB定例理事会、主要政策金利を0.15%に据置き。ウクライナ情勢のリスクや量的緩和など検討
- 2014年8月7日 ロシア、EU・米などに対し農産物禁輸・輸入制限を発表。欧州委員会報道官、遺憾の声明
- 2014年8月7日 WTO紛争処理上級委員会、中国のレアアース輸出制限に関するEU・日・米の主張認める判断確定
- 2014年8月9日 EU、世界の先住民の国際デーに寄せて、先住民族の権利促進に最大500万ユーロ支援の声明
- 2014年8月10日 EU、イスラーム国による攻撃や少数民族迫害などイラク危機に対し緊急人道援助など声明
- 2014年8月11日 EU、マアスーム・イラク大統領がハイダル・アバディ氏を次期首相に指名した決定を歓迎
- 2014年8月11日 バローゾ委員長、ウクライナ東部の人道状況に関しウクライナ・ロシア両大統領と電話会談
- 2014年8月11日 ファン＝ロンパイ議長・バローゾ委員長、トルコの大統領再選に祝意と国内和解期待の声明
- 2014年8月12日 欧州委員会、イラク危機に対し500万ユーロの追加人道支援。今年合計で1700万ユーロ
- 2014年8月12日 欧州委員会、ウクライナ東部で続く武力紛争に対し250万ユーロの追加人道支援
- 2014年8月13日 第5回日・EU英語俳句コンテスト結果発表。応募作613句より最優秀賞2句、優秀賞10句選定
- 2014年8月13日 ECB、ユーロ圏内銀行が3年物長期資金供給オペ(LTRO)資金41.5億ユーロ分を早期返済と発表
- 2014年8月13日 欧州研究会議(ERC)助成金受給数学者であるアビラ教授・ハイラー教授、フィールズ賞受賞
- 2014年8月13日 在中国EU商工会議所、中国の独占禁止法当局による外国企業調査手法を警戒する声明発表
- 2014年8月13日 Eurostat、6月鉱工業生産(季節調整済)はユーロ圏18カ国で前月比-0.3%、EU28カ国で同-0.1%
- 2014年8月14日 バローゾ・プーチン電話会談。ウクライナ大統領も交え天然ガス供給など三者協議開催で合意
- 2014年8月14日 レオン EU外交安全保障政策上級代表リビア特使、新たに国連事務総長リビア特別代表に任命
- 2014年8月14日 Eurostat、4-6月実質GDP(速報値)はユーロ圏18カ国で前期比同値、EU28カ国で同+0.2%
- 2014年8月15日 EU外務理事会、イラクへの人道援助やウクライナ問題、ロシアの対EU農産物制裁など協議

**【編集後記】**

今回の巻頭エッセイは、慶應義塾大学の東史彦 EUSI 研究員に執筆していただきました。

EUにおける司法裁判所の先決付託手続に関するイタリア憲法裁判所の判例変更の概要と意義について緻密に分析し、親EU法的な動きの一つとして評価しています。EU法と各国法との関係というEUの統治に関わる基本的問題については、今後とも細心の注意を払っていかざるをえません。

現在、EUSIではユーロ・アジア・サマースクールが開かれています。EUSIの3大学のほか、韓国のソウル大学とベルギーのルーヴアン大学の募集に応じた多様な国籍を持つ学生が参加し、東京とルーヴアンで一緒に学ぶこととなります。

経済関係の科目が中心ですが、多彩なバックグラウンドを持つ学生が参加し、著名な講師に対してものおおせじずに積極的に質問を繰り返す、またグループワークやプレゼンテーションにも意欲的に取り組むなど、教室は熱気にあふれています。

何よりも学生たちが初日から打ち解けて仲良くなり、互いに助け合う姿勢を見ると、将来の希望を見たような気がしています。

(藤川哲史・EUSI・一橋大学・EUSI メールマガジン編集担当)

最近ALSという難病に対して「Ice Bucket Challenge」というキャンペーンが流行っているというニュースが流れています。賛否両論あるようですが、ALSという病気に対する認知度を高める上でここまで効果的に世界的な運動になるとゆうのは、やはりデジタル時代の恩恵なのかもしれません。

ところで話が違って欧州では、現在このような社会現象が起きているようです。先日、EUの最大の農産物輸出先であるロシアが、EU域内産の農産物の輸入禁止措置を取ってしまったため、EU加盟国の農産物が余ってしまうのを誰が救えばいいのか？ということでベルギーで始まったのが、ベルギーの代表的な農産物であるナシを皆で食べる写真をアップするという「ShareAPear」(ToffePeer)というキャンペーン。またポーランドでも同様にリンゴを食べる「eatapples (jedzjablka)」や「FreedomApples」というキャンペーンなどがあるそうです。特にベルギーの皆さんは熱心にナシを食べる写真を載せており、twitterなどで流れてくるのを見ると、政府による措置に対する市民の反応というのは面白いものだなあとおもいます。

その後欧州委員会も、EU域内の青果生産者保護の支援措置を発表していますが、結局ロシアの取った措置で割を食うのは、EUやEU加盟国政府やEU域内農家というよりも、欧州産の美味しい肉やチーズや農産物を食べられなくなるロシア市民なのかもしれません。そう考えると皮肉なことだと思います。

(林 大輔・EUSI 慶應分室・EUSI メールマガジン編集担当)

---

EUSI (EU Studies Institute) in Tokyo

〒186-8601 東京都国立市中 2-1

一橋大学 マーキュリータワー#3504 EUSI 事務局

TEL: 042-580-9117 / E-mail: info@eusi.jp

ご意見、ご感想、配信登録・配信停止、その他メールマガジンについての問い合わせにつきましてはこちら

E-mail: info@eusi.jp

---